

## 通 知 預 金

(2019年4月1日現在)

商品名		通知預金
販売対象		・法人、個人のお客様
期間		・特に期間の定めはありません。 ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
預入 (受入)	預入(受入)方法	・一括預入
	預入金額	・5,000円以上
	預入単位	・1円単位
払戻(支払)方法		・随時解約(一括払戻し)できます。 ただし、解約する日の2日前までに、通知が必要です。
利息	適用金利	・変動金利(毎日の店頭表示の金利を適用します。)
	利払方法(頻度)	・解約時(払戻時)に一括して支払います。
	計算方法	・付利単位を1,000円として、1年を365日とする日割計算。
税金		・個人の利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
手数料		—————
付加できる特約事項		・マル優利用資格を有する個人のお客様はお申出によりマル優の取扱いができます。
満期前解約時の取扱い		・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金金利により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手方法		・金利については窓口までお問い合わせください。
苦情処理措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申出ください。</p>	
紛争解決措置	<p>紛争解決措置</p> <p>紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。</p>	

その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。</li><li>・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。</li></ul>
--------------	--